

議案第 1 2 4 号

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 3 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 3 3 号）の規定によりなされた小野田勤労青少年ホームに係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の山陽小野田市公民館条例の規定によりなされた高千帆公民館に係る処分、手続その他の行為とみなす。

（山陽小野田市公民館条例の一部改正）

3 山陽小野田市公民館条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 8 3 号）の一部を次のように改正する。

別表高千帆公民館の項を次のように改める。

高千帆公民館	区分		使用料（1 時間当たり）
	軽運動室	半面	1 0 0 円
全面		2 0 0 円	
音楽室	個人	3 0 円	

	団体	250円	
調理実習室		250円	
会議室		250円	
講義室		310円	
和室		170円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	使用料（1時間当たり）		
	冷房	暖房	
音楽室	270円	160円	
調理実習室	270円	160円	
会議室	270円	160円	
講義室	270円	160円	
和室	160円	110円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	440円
	バドミントン	1式	110円
	卓球台	1式	110円

議案第124号参考資料

山陽小野田市公民館条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正後			改正前			
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）			
種類	区分	使用料（1時間当たり）	種類	区分	使用料（1時間当たり）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
高千帆 公民館	区分		使用料（1時間当たり）			
	軽運動 室	半面	<u>100円</u>			
		全面	<u>200円</u>			
	音楽室	個人	<u>30円</u>			
		団体	<u>250円</u>			
	調理実習室		<u>250円</u>			
	会議室		<u>250円</u>			
	講義室		<u>310円</u>			
	和室		<u>170円</u>			
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
	区分		使用料（1時間当たり）			
			冷房	暖房		
	音楽室		<u>270円</u>	<u>160円</u>		
調理実習室		<u>270円</u>	<u>160円</u>			
会議室		<u>270円</u>	<u>160円</u>			
講義室		<u>270円</u>	<u>160円</u>			
（略）	（略）	（略）			（略）	

	和室	160円	110円
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	品名	単位 金額（1回につき）
	体育器具	バレーボール	1式 440円
		バドミントン	1式 110円
		卓球台	1式 110円
(略)	(略)	(略)	